

事務連絡  
令和2年4月8日

(重要) 本事務連絡は、①本日4月8日（水）にスポーツ庁より発表した新型コロナウイルス感染症に係るスポーツ関係者向け支援施策パッケージ「スポーツを未来につなぐ」について、及び②4月7日（火）に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策本部長である内閣総理大臣より行われた「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」に係る事項について、の2点について周知するものです。関係者に周知願います。

独立行政法人日本スポーツ振興センター  
公益財団法人日本スポーツ協会  
公益財団法人日本オリンピック委員会 御中  
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会  
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会  
各 スポーツ 関係 団体

スポーツ庁政策課

新型コロナウイルス感染症に係るスポーツ関係者向け支援施策パッケージ  
「スポーツを未来につなぐ」について、及び  
4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき  
行われた「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」について

1. 新型コロナウイルス感染症に係るスポーツ関係者向け支援施策パッケージ  
「スポーツを未来につなぐ」について

スポーツに係る大会・イベントの自粛等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、各種の御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

昨日（4月7日）、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」及び令和2年度補正予算案が閣議決定されました。これらを踏まえ、スポーツ庁において、4月8日付で、「スポーツを未来につなぐ」というメッセージの下に、スポーツに関する団体や個人向けの支援施策パッケージを取りまとめましたのでご案内します（別添参照）。内容等について御不明な点がありましたら、参考資料1の2枚目に記載する各事業の連絡先までお問い合わせください。

また、スポーツ庁のホームページにも各事業の概要と問い合わせ先等を掲載しておりますので、積極的に御活用ください。こちらに掲載の情報は随時更新をさせていただきますので、御留意のほどよろしくお願ひいたします。

各団体におかれましては、本件について、下記参考情報とあわせ、加盟・登録団体に対しても周知いただくようお願いします。

## 2. 4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき行われた「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」について

昨日、第27回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づき、緊急事態宣言が発出されたところです。緊急事態措置を実施すべき期間は、令和2年4月7日から5月6日までの1か月間、実施すべき区域は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、及び福岡県の7都府県となっており、感染拡大の状況等から措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、速やかに緊急事態を解除することとされています。

また、緊急事態宣言を行ったことを踏まえ、同本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改正が行われました。その中では、

- ・感染を拡大させるリスクが高いと考えられる①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（「3つの密」）のある場以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられ、また、激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されていること。（P5-6）
- ・特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県。以下同じ。）は、まずは、法第45条第1項に基づく外出の自粛等について協力の要請を行うこと。その上で、法第24条第9項に基づく施設の使用制限の要請を行い、法第45条第2項から第4項までに基づく施設の使用制限の要請、指示等を行うに当たっては、国に協議の上、必要に応じて専門家の意見も聞きつつ、外出の自粛などの協力の要請の効果を見極めた上で行うこと。（P10）
- ・都道府県は、特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。特定都道府県は、法第24条第9項及び法第45条第2項に基づき、感染の拡大につながるおそれのある催物（イベント）開催の制限の要請等を行うこと。（P10-11）
- ・特定都道府県の行う法第45条第1項に基づく外出の自粛要請に関して、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要なものは、その対象にはならないと考えられること。（P12）

など、スポーツ活動に関わりの深い内容も示されているところです。

各団体におかれましては、改正基本的対処方針の内容について御了知いただくとともに、各都道府県からの要請等の内容に十分に御留意いただき、引き続き、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。また、本件について、下記参考情報とあわせ、加盟・登録団体に対しても周知いただくようお願いします。

なお、国際競技力の強化のためのスポーツ医・科学の中核拠点であるとともにトップアスリートの活動拠点であるハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）については、この度の緊急事態宣言において東京都が対象となったことを踏まえ、施設管理者である独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）において5月6日まで施設の

営業を中止することとしたところですが、アスリートやコーチ等に対し、メディカルに関する相談業務や、栄養、心理、コンディショニング等について可能な限り遠隔での支援を継続することとしておりますので、申し添えます。

## 記

### ○上記 1. 関係

(別添参考資料)

参考資料 1：新型コロナウイルス感染症に係るスポーツ関係者向け支援施策ページ「スポーツを 未来につなぐ」及び各事業連絡先

参考資料 2：「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 7 日閣議決定）における、新型コロナウイルス感染症に係るスポーツ関係者向け支援施策パッケージ部分抜粋

参考資料 3：スポーツ庁関係令和 2 年度補正予算予定額

- ・新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策一覧

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\\_00008.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00008.html)

- ・「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 7 日閣議決定）

<https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/keizaitaisaku.html>

### ○上記 2. 関係

- ・令和 2 年 4 月 7 日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第 27 回）

[https://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/actions/202004/07corona.html](https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202004/07corona.html)

- ・令和 2 年 4 月 7 日 安倍内閣総理大臣記者会見

[https://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/statement/2020/0407kaiken.html](https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2020/0407kaiken.html)

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 4 月 7 日改正）

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/kihon\\_h\(4,7\).pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_h(4,7).pdf)

### ○その他

- ・文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対

応について」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について  
(内閣官房ホームページ)

[http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

本事務連絡についての連絡先

スポーツ庁政策課

電話:03-5253-4111 (内線 3791、2673)

メール: sseisaku@mext.go.jp